

高知地方最低賃金審議会 議事録

高知労働局

第55期 第7回

開催年月日 令和8年6月30日

開催場所 高知労働局 別館会議室（301）

- 議題 1 「高知県最低賃金」改正決定について（諮問）
2 その他

出席委員数

公益代表 4名

労働者代表 5名

使用者代表 5名

次回本審開催予定日 令和8年8月4日

〔開会〕 午前10時00分

会 長 ただ今から、第55期第7回高知地方最低賃金審議会を開催します。
まず事務局から、本日の会議の出席状況について報告をお願いします。

賃金室長 本日は、公益委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名の合計
14名の委員にご出席いただき、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定
足数を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告
します。

会 長 それでは、議事に入ります。
報道機関の方は、会議の頭撮りはここまでとなりますが、この後、「高知
県最低賃金」の改正決定について、高知労働局長から諮問を受けることにな
っておりますので、引き続いて撮影を許可いたします。
それでは、局長よろしくをお願いします。

（局長から会長に諮問文を手交）

— 写真撮影 —

会 長 それでは、事務局から諮問文を配付してください。
配付が終わるまで少しお待ちください。

— 諮問文を全員に配付 —

会 長 事務局から諮問文の朗読をお願いします。

— 諮問文朗読 —

会 長 では諮問にあたりまして、池田局長より挨拶をいただきます。

局 長 高知労働局長の池田でございます。

皆様方には、平素から高知労働局の行政運営につきまして、格別なご理解、ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

ただ今、高知県最低賃金の改正につきまして、諮問をさせていただきました。本年度もご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

昨年度、高知県最低賃金は中央最低賃金審議会の目安額を上回る71円の引上げということになりました。

本年度におきまして、政府の最低賃金に対する基本方針につきましては、各種報道されているところではありますが、明らかなものとしてお伝えすることはできません。

しかしながら、今後も最低賃金の引上げを可能とする環境整備を進めていく必要があること、また、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を下げること、地域間格差の是正を図ることにつきましては、昨年同様、進められるものと考えております。

委員の皆様方におかれましては、こうした状況に十分にご配慮いただきながら、本年度の高知県最低賃金の改正につきましてご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

今後も厳しい暑さが続く中のご審議が予想されますが、皆様体調に十分ご留意いただいた上でのご審議を改めてお願いしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

会 長 ありがとうございました。

では、申し訳ありませんが、報道機関の方の撮影はここまでとなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、「高知県最低賃金」の改正決定についての諮問を受けましたので、事務局から今後の手続きについて説明をお願いします。

賃金室長

では、本件諮問に関する手続きについて説明いたします。

まず、高知県最低賃金の改正決定をご審議いただく専門部会の設置と、委員の任命に関する手続きについてです。

改正審議を行う場合、最低賃金法第25条第2項により、専門部会を設置しなければならないとされております。

この専門部会の構成は、最低賃金法第25条第3項により、公労使各側同数の委員をもって組織することが規程され、委員の人数は、審議会令第6条第1項により、合計9名以内とされています。

従来から、本審議会では、公労使各3名の構成とされておりますので、今回もそれぞれ3名の委員を任命させていただきたいと考えております。

労使の委員の推薦につきましては、本日の審議会後、7月14日（火）を締切日として、公示させていただき、委員の任命は7月15日以降に行うこととなります。

次に、高知県最低賃金の改正決定に関する労使の意見聴取についてですが、最低賃金法第25条第5項により、審議会は、最低賃金の改正決定について調査審議を行う場合は、関係労使の意見を聴くものとされております。

この意見聴取については、専門部会の委員の推薦と同様、公示するものとされておりますので、先ほどと同じ、7月14日（火）を締切日として、公示させていただきます。

この2つの公示につきましては、資料の3ページの公示関係に期限を記載しております。

会 長

わかりました。

それでは事務局のほうで、専門部会委員の推薦と、意見聴取に係る手続きを進めてください。

次に、5月27日に開催された運営小委員会で、本年度の審議会の運営について検討されておりますので、その合意内容を事務局から報告してください。

賃金室長

資料の4ページをご覧ください。

運営小委員会で合意されました、令和8年度の内容についてまとめております。

まず、高知県最低賃金の審議運営についてです。

1の（1）は、審議会の公開について、令和7年度は、本審は全て公開し、専門部会については、公益、労働者側、使用者側の3者が揃う場の審議について公開しました。

令和8年度の専門部会につきましても、昨年同様、3者が揃う場の審議について、公開することとされました。

次の(2)、審議における最も重要な資料として、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力の3要素と、高知県の経済状況、また、中賃の目安額もその一つとして取扱うこととされました。

次の(3)は、地域別最低賃金の専門部会における、最低賃金審議会令第6条第5項「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」の適用については、全会一致の場合に限ることとし、全会一致でない場合には、本審で議決することとされました。

次の(4)は、効力発生日につきまして、10月1日は困難としても、できるだけ早い答申を目指しつつ、可能な限り合意できるよう、十分な審議を優先することとされました。

次に、特定最低賃金の審議運営についてです。

2の(1)は、特定最低賃金の改正の申出がなされ、申出要件を事務局で精査したのち、改正決定の必要性の諮問がなされる場合は、必要性の有無について特別小委員会を設置して審議することとされました。

(2)は、本年度の特別小委員会での参考人招致について、基本的には行わないものとするが、貨物の最低賃金については、諮問がなされた場合、再度検討することとされました。

(3)は、特別小委員会の委員は、本審委員の各側3名で組織することとされました。

(4)は、特別小委員会において改正の必要性ありとなり、特定最低賃金の専門部会を開催する場合は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがあること、また、審議が短期となる可能性が高いこともあり、非公開とされました。

(5)は、特定最低賃金の専門部会における、最低賃金審議会令第6条第5項の適用についても、全会一致の場合に限ることとし、全会一致でない場合には、本審で議決することとされました。

(6)は、現行の効力発生日に留意しながら、専門部会での審議を尽くすこととされました。

次の項目3は、事業場実地視察についてです。

令和8年度は、1～2事業場を事務局で選定し、審議会や事業場の意向確認を行った上で決定することとされました。

こちらは現在、日程調整が終わり、当日の進行等、事業場と詳細な事項の確認を行っております。なお、事業場名は後ほどご説明します。

次の4は、高知県最低賃金の改正審議における意見陳述についてですが、

要請があれば、全員協議会において30分以内、陳述人は2名以内で、内容は地域別最低賃金の改正審議に係るものに限定することとされました。

また、異議申出後の意見陳述の要請があれば、異議審議において10分以内、陳述人は1名、内容は地域別最低賃金の改正にかかる異議に限定することとされました。以上、報告いたします。

会 長 ただ今、報告のありました運営小委員会の合意事項について何かご意見はございますか。

— 意見なし —

会 長 特に意見はないようですので、今後の審議運営については運営小委員会の合意事項を基に取り扱うこととします。

ここで、特定最低賃金の申し出状況についてどのようになっているか、事務局から説明してください。

賃金室長 特定最低賃金の改正決定の申出書につきましては、現在「電子」のほうの提出がなされており、「貨物」はまだとなっております。

現在内容についての審査を行っているところです。

会 長 特定最賃の申出書に関して、労働者側委員から何かございますか。

— 意見なし —

会 長 では、追って「貨物」のほうも提出していただいて、事務局での審査の結果については、次回の審議会において報告してください。

次に、議題のその他になりますが、まず、6月23日付けで本省から通知がありました中央最低賃金審議会での取りまとめの内容につきまして、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 まず、資料の5ページから14ページまでが取りまとめの内容で、15ページから27ページが参考資料となります。

取りまとめの内容につきまして、要約して説明させていただきます。

令和7年度の最低賃金は、全国加重平均1,121円と、過去最大の66円引上げとなり、また多くの地域で、目安額を上回る結果となりました。

一方で、近隣県との競争や最下位回避の意識により、地域実態と乖離した引上げが行われた可能性と、発効日のばらつき拡大により、地域間格差や予

見可能性が損なわれるおそれがあること、が課題として指摘されました。

まず、引上げ額については、最低賃金法に基づく「生計費・賃金・支払能力」の3要素に基づく審議の徹底が重要とされ、単純な他地域との比較や順位意識による決定は適切ではなく、目安額を大きく上回る場合は、その合理的な理由を明確にすべきとされました。

次に発効日については、令和7年度は大幅引上げの影響で、発効日が後ろ倒しとなり、最大で翌年3月までのばらつきが生じました。

企業にとっては準備期間の確保の利点がある一方、労働者の賃上げ時期の遅れやモチベーションの低下、また地域間の不均衡の問題も確認されました。

発効日は、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から「公示後30日」の法定発効とされており、指定日発効とする場合は、その必要性について、十分に議論して決定すべきとされました。

また、発効日を引上げ額の交渉材料とするべきではなく、労働者の生活や企業経営への影響などを考慮して判断することとされました。

さらに、ランク区分の見直しやEU指令の考え方についても課題が示され、今後の検討事項とされました。

会 長 事務局のただ今の説明で、何かご質問はありますでしょうか。

— 意見なし —

会 長 この中央最賃の論点と考え方の整理について、当該通知は資料の5ページにありますので、後ほどご確認ください。

それでは次に、要請につきまして、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 資料の28ページをご覧ください。

こちらは、令和8年6月4日付けで高知労働局長あてに提出された「JAL 不当解雇撤回・最賃1500円実現四国キャラバン実行委員会」からの「要請書」です。最低賃金に関連しまして、

- 1 地域別最低賃金を直ちに時給1500円とすること。
- 2 新しい地域別最低賃金の実施に当たってはこれまでの通例を守り、新最賃額の決定後速やかに実施すること。
- 3 月4万円、年間50万にも達する地域最賃格差をなくし、地方からの労働力人口流出や過疎促進現象をなくすこと。
- 4 最低賃金の引上げに伴う中小企業・個人事業主に対する支援は、国の責任を明確にするとともに、社会保険料の減免など公的支援は簡素で

わかりやすい制度とすること。

5 最低賃金の地域ランク制を廃止し、全国一律最賃制とすること。

6 中央、地方の最低賃金審議会の公開原則を本審だけでなく専門部会にまで拡充すること。

7 地域最賃審議会委員は全ナショナルセンターから最低1人は選出できる仕組みとすること。

以上の要請がありましたので、報告します。

なお、要請の内容については、本省、高知労働局長、高知地方最低賃金審議会にお伝えする旨回答しております。

会 長 事務局のただ今の説明で、何かご質問はありますでしょうか。

— 意見なし —

会 長 なお、本件についてご質問等がありましたら、後ほど事務局までお願いします。

次に業務改善助成金の申請状況について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 資料の29ページをご覧ください。

業務改善助成金の申請状況につきまして、令和7年度の申請件数は189件、交付決定件数は166件、また、本年度の申請は9月1日からとなりますので、現在は0件、前年度に申請があり、本年度に交付決定したものが、5月末で33件となっております。

賃金の引上げと企業の生産性向上に繋がる助成金となりますので、本年度も一層の周知と利用勧奨を行っていきたいと考えております。

会 長 ただ今の事務局からの説明について、ご質問等はございますか。

沖田委員 令和8年度の交付決定が33件となると、令和7年の申請件数を10件上回っていることになるのですが、10件というのはどこから出てきた数字でしょうか。

賃金室長 年度をまたいで決定するものもございますので、前年度とのやり繰りで、この年度の申請件数としては189件だったのですが、それを上回ったものが翌年度に決定が繰り越されたのではないかと思います。

沖田委員 申請期間とか、交付決定日は決まっていますよね。

賃金室長 申請期間はそうです。交付決定が翌年度になったという状況でございます。

沖田委員 最終の完了日が決まっていますよね。
それに対して、申請より交付件数が多く出ているというのは、数値的にどんなからくりになっているのかなと。よくわからないところがあるなと思います。

賃金室長 件数につきましては、審査を行っているところに確認して、こういう状況ですということでしたが、違和感がある状況にはなっております。

沖田委員 公正な交付決定がされているかというところに疑問が生じてしまうので、そこはきっちり確認しておいていただきたいなと思います。

賃金室長 わかりました。

会 長 では次に、次回の会議の公開についてでございます。
予定として、次回第8回審議会は、日程調整の結果、8月4日に行うこととなっています。
また、審議会終了後に、引き続いて第1回専門部会の開催も予定しています。
なお、高知県最低賃金の改正審議に関して、意見陳述の申出があった場合には、第8回審議会の開催前の午前9時00分から、全員協議会を設けて、その場で意見陳述を受けることとなります。
この第8回審議会の議事内容は、目安の伝達、特定最低賃金の改正決定についてなどが予定されております。
続いて開催されます第1回専門部会の議事内容は、部会の組織運営と、労使の基本的主張となる予定です。
また、全員協議会では意見陳述を受ける予定ですが、これらいずれの会議も非公開とする理由はないと思います。
したがって、8月4日に予定されている会議については、いずれも公開することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

— 異議なし —

会 長 異議がないようですので、事務局は公開への対応をお願いします。
 以上で本日の議事を終了します。

〔閉会〕 午前１０時２７分